2　三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者と共同し、前号に掲げる無線局の免許人（以下「三・四GHz帯対象免許人」という。）との間の合意に基づき、三・四GHz帯対象免許人が当該無線局について周波数割当計画に定める日前に次に掲げるいずれかの措置を行うことを条件として、当該措置に係る無線局の運用を開始するために必要な範囲において、終了促進措置として次号に掲げる費用の全部を連帯して負担しなければならない。

㈠　前号に掲げる無線局が使用する周波数を五、八五〇MHzを超え五、九二五MHz以下、六、五七〇MHzを超え七、一二五MHz以下及び七、四二五MHzを超え七、七五〇MHz以下の周波数その他現に放送事業用無線局が使用している周波数（三、四〇〇MHzを超え三、四五六MHz以下の周波数を除く。）（以下「三・四GHz移行先周波数」という。）に変更する措置

㈡　三・四GHz移行先周波数を使用するＳＴＬ等又はＦＰＵを開設し、かつ、前号に掲げる無線局を廃止し、又は当該無線局が使用する周波数を三・四GHz移行先周波数に変更する措置

3　前号の規定により三・四GHz帯全国バンド認定開設者が負担する費用は、同号に掲げる措置に係る次に掲げる費用とする。

㈠　三・四GHz移行先周波数を使用するＳＴＬ等又はＦＰＵの無線設備及びこれに附属する設備（当該無線局の開設又は変更に必要な受信設備、伝送路設備その他の設備をいう。以下この号において同じ。）の取得に要する費用

㈡　三・四GHz移行先周波数を使用するＳＴＬ等又はＦＰＵの無線設備及びこれに附属する設備を用いる当該無線局の開設に必要な工事並びに第一号に掲げる無線局が使用する周波数を三・四GHz移行先周波数に変更するために必要な工事に要する費用（第一号に掲げる無線局を廃止するために必要な費用を含む。）

㈢　㈡の工事に伴い第一号に掲げる無線局の運用を停止してから三・四GHz移行先周波数を使用するＳＴＬ等又はＦＰＵの運用を開始するまでの間において事業を継続するために必要な費用

4　終了促進措置に要する費用について一の三・四GHz帯全国バンド認定開設者が負担する金額は、当該費用の総額を三・四GHz帯全国バンド認定開設者の数で除した額とする。

5　三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置の実施に当たって、次に掲げる事項を行わなければならない。

㈠　㈡から㈤までに掲げる事項及び終了促進措置に係る三・四GHz帯対象免許人との合意について、他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者と協議し、認定日から三月以内に合意すること。

㈡　㈠の他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者との合意の日から一月以内に、終了促進措置の実施の概要（次号㈣の規定により設置した窓口の連絡先及び対応日時を含む。）を三・四GHz帯対象免許人に周知させるための措置を開始すること。

㈢　㈠の他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者との合意の日から六月以内に、終了促進措置の実施手順を三・四GHz帯対象免許人に対して通知すること。

㈣　㈡及び㈢に掲げる事項の実施前に、三・四GHz帯対象免許人を社員その他の構成員としている法人又は団体（以下「免許人団体」という。）との間で、当該事項の実施について協議を行うこと。

㈤　三・四GHz帯対象免許人との間で、当該三・四GHz帯対象免許人が行う第二号に掲げる措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該三・四GHz帯対象免許人が同号に掲げる措置を行うまでの間に当該三・四GHz帯対象免許人の第一号に掲げる無線局と三・四GHz帯全国バンド特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。

㈥　三・四GHz帯対象免許人から㈤の協議の申入れがあった場合には、遅滞なく当該協議を開始すること。

6　申請者又は三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置の実施に関する透明性の確保を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

㈠　申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、三・四GHz帯対象免許人及び免許人団体に対し、三・四GHz帯全国バンド認定開設者が行う第二号及び第三号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。

㈡　申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、他の全ての申請者に対し、終了促進措置に係る前号㈠の実施方法について協議、調整等を一切行わないこと。

㈢　三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、前号㈠により他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出するとともに、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。

㈣　三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、前号㈠による他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者との合意の日から一月以内に、終了促進措置の実施に関する三・四GHz帯対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置し、当該措置が完了する日まで設置すること。